

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月18日提出
【発行者名】	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	前田 路子
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	米国インフレ連動国債ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2025年7月19日から2026年1月21日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年7月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、信託終了（線上償還）にかかる手続きを開始することに伴い関係情報の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

## 第一部【証券情報】

### （7）【申込期間】

<訂正前>

2025年7月19日から2026年1月21日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

<訂正後>

2025年7月19日から2026年1月21日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

### 信託終了（繰上償還）の予定について

ファンドにおいては、2025年11月7日をもって信託終了（繰上償還）を予定しております。繰上償還が成立した場合、申込期間は2025年10月16日までとなります。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 繰上償還の理由

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が投資信託約款の繰上償還に関する規定に定める30億円を下回る状態が継続しており、また残高の大幅な増加も見込みにくいと推測されます。

弊社といたしましては、投資信託契約を解約し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託終了（繰上償還）の手続きを実施するものです。

#### 2. 繰上償還の手続きおよび日程

<u>議決権口数の確定</u>	<u>2025年9月19日</u>
<u>書面による議決権の行使期間</u>	<u>2025年9月19日から2025年10月14日まで</u>
<u>書面による決議の日</u>	<u>2025年10月15日</u>
<u>信託終了（繰上償還）予定日</u>	<u>2025年11月7日</u>

この書面による決議は、2025年9月19日現在の受益者を対象とし、2025年9月19日現在の受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。本決議が否決された場合は、本手続きによる繰上償還を行いません。

なお、2025年9月18日以降にファンドをお申込みされた受益者につきましては、議決権を行使することはできません。



運用戦略会議 （月1回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。
プロダクトモニタリング会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。
売買分析会議 （月1回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （6名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 （4～6名程度）	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 （8～10名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

#### 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

#### ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。

運用体制等につきましては、2025年7月1日現在のものであり、変更になることがあります。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### （3）【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、2023年4月28日から2045年4月21日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。ま

た、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

<訂正後>

信託期間は、2023年4月28日から2045年4月21日までとします。

ただし、投資信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

信託終了(繰上償還)することとなった場合、信託期間は2025年11月7日までとなります。